



婚姻されるときの手続

婚 姻



婚姻される方の主な手続のご案内です。住所が郡山市以外の方は住所地へお問合せください。

※「△」は、婚姻届がお済みの方は手続できます。

詳しくは郡山市ウェブサイトへ

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口				
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分	左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービスセ ンター
共通	☐ 婚姻届	☐ 婚姻届 ☐ 本人確認書類（運転免許証など）	市民課 (西庁舎 1 階) 024-924-2131	○	○	● 預かり	○
※1「△」は、婚姻届が受理済みの方は手続できます。							
婚姻届時もしくは婚姻届出受理後	☐ 住所変更 (同時に住所変更する方)	●転入・転居・転出の手続をご確認ください ※同じ住所で別世帯になっていた方は世帯合併の手続が必要です	市民課 (西庁舎 1 階) 024-924-2131	○	○	×	○
	☐ 印鑑登録 (姓を含む印鑑の登録をしている方で姓が変わる方)	●婚姻日から自動的に使用できなくなります ●登録証は破棄またはお返しください ●引き続き登録を希望する方は再登録が必要です ☐ 本人確認書類（運転免許証など） ☐ 新たに登録する印鑑 ※原則本人申請となります		○	○	△ ※1	○
	☐ マイナンバーカード (取得している方で姓が変わる方)	●記載事項の変更手続をしてください ☐ マイナンバーカード ☐ 暗証番号 ※代理人による手続きは必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください	マイナンバー活用課 マイナンバー カードセンター (西庁舎 1 階) 0570-666-252	○	○ 10時～ 19時	△※1 10時～ 19時 第3土曜日の翌日は除く	○
	☐ マイナンバーカードの署名用電子証明書 (利用している方で姓が変わる方)	●姓の変更で失効します ●引き続き利用を希望する方は再発行が必要です ☐ マイナンバーカード ☐ 暗証番号 ※代理人による手続きは必要書類が異なります ※詳しくはお問合せください		○	○ 10時～ 19時	△※1 10時～ 19時 第3土曜日の翌日は除く	○
こども	☐ 児童手当 (※児童がいる場合)	●担当課へお問合せください ※婚姻日の翌日から数えて15日以内の届出が必要になる場合があります	子育て給付課給付係 (ニコニコこども館 2 階) 024-924-2411	○	×	×	×
	☐ こども医療費助成 (受給者、または受給者の姓が変わる方)	●変更の手続をしてください ☐ 受給資格者証 ☐ こどものマイナ保険証または資格確認書等（受給者変更の場合） ☐ 新しい受給者名義（新しい姓）の預金通帳		○	○ (即日交付不可)	×	○ (即日交付不可)
	☐ 児童扶養手当	●喪失の手続をしてください ☐ 児童扶養手当証書		○	×	×	×
	☐ ひとり親家庭医療費助成 (受給している方)	●喪失の手続をしてください ☐ 受給資格者証		○	×	×	×
	☐ 保育所・幼稚園・こども園 (児童の保護者が変更となる方)	●担当課へお問合せください	保育課 (西庁舎 3 階) 024-924-3541				
	☐ 就学援助 (受給している方)	●辞退の手続をしてください ☐ 就学援助費受給辞退届 ※婚姻後も受給を希望される場合は再申請が必要になります。	学校教育推進課 (本庁舎 5 階) 024-924-2431				

	各制度など	手続内容 (□必要なもの)	窓 口			
			担当課	行政 センター	郡山市民 サービスセンター 火～金曜日 10時～ 17時15分 左記以外 ※月曜休館	緑ヶ丘 市民 サービスセン ター
国 保	☐ 国民健康保険	●変更の手続をしてください □国保の資格確認書 (70～74歳の方は高齢受給者証も) □写真付公的本人確認書類 □マイナンバーが確認できるもの ※配偶者の扶養になる場合、喪失の手続が必要です。詳しくはお問合せください ※2限度額認定証、特定疾病療養受療証は変更の手続が必要な場合があります(該当者のみ)	国民健康保険課 (西庁舎1階) 024-924-2141	○	△※1 10～ 19時 (高齢受 給者証 は即日 交付不 可) ×※2	△※1 同左 ×※2
	☐ 後期高齢者医療 (加入している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □後期高齢者の資格確認書 ※特定疾病療養受療証も変更の手続が必要です(該当者のみ)	(後期高齢者医療) 後期高齢者医療係 024-924-2146	○	×	×
年 金	☐ 国民年金、厚生年金 (配偶者の扶養になる方)	●お問合せください ※これから扶養になる方は配偶者の勤務先で手続をしてください				
介 護	☐ 介護保険 (介護保険証をお持ちの方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □介護保険被保険者証	介護保険課 (本庁舎1階) 024-924-3021	○	○	● 預かり
障 が い 福 祉	☐ 各種障がいなどの手帳 (お持ちの方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □各種障がいなどの手帳 □写真(療育手帳の場合) ※写真のサイズは縦4cm×横3cmです ※身体障害者手帳については、担当課へお問合せください □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類	(身体・知的障がい) 障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381	○ (富田以外) ※身体障害 者手帳のみ	×	×
	☐ 各種障がい者(児)手当 (受給者、または受給している方で姓が変わる方)	●担当課へお問合せください	(精神障がい) 保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
	☐ 重度心身障がい者医療費助成 (受給している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □受給者証 □新しい姓の医療保険情報のわかるもの (受給者の変更の場合) □新しい受給者名義(新しい姓)の預金通帳 □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類		○ ※精神障が いは除く	×	×
	☐ 障害福祉サービス受給証	●担当課へお問合せください				
	☐ 自立支援医療 (受給している方で姓が変わる方)	●変更の手続をしてください □受給者証 □新しい姓の資格情報のお知らせまたは資格確認書等(保険が変更となる場合) □マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類 担当課へお問合せください ①更生医療 … 障がい福祉課 ②育成医療 … こども家庭課 母子保健係 ③精神通院医療 … 保健所 保健・感染症課	①障がい福祉課 (本庁舎1階) 024-924-2381 ②こども家庭課 母子保健係 (ニコニコこども館3階) 024-924-3691 ③保健所 保健・感染症課 024-924-2163	×	×	×
	☐ 指定難病医療費受給者証	●担当課へお問い合わせください	保健所 保健・感染症課 024-924-2163			
そ の 他	☐ 口座振替 (口座振替で市税などを納付している方で 口座名義人の姓が変わる方)	●金融機関、インターネットまたは右記の 窓口で変更手続をしてください □納税(納入)通知書 □預貯金通帳 □印鑑(通帳印) ※水道料金等の口座振替については、上下水道局お客様 サービスセンターへお問い合わせください。	収納課 (西庁舎2階) 024-924-2101	○	○	○
	☐ 飼い犬 (犬の飼い主で姓や住所が変わる方)	●変更の手続がありますので担当課へお問合せください	保健所 生活衛生課 024-924-2157	×	×	×
	☐ 水道 (使用者の名義が変わる方)	●変更の手続がありますので担当課へお問合せください ※電話でも手続できます	上下水道局 お客様サービスセン ター 024-932-7641			
	☐ 市営住宅 (婚姻後に同居を希望する方)	●郡山市営住宅管理センターへお問合せください	郡山市営住宅管理センター (本庁舎3階) 024-924-7100			